
令和 7 年 第 1 回 芦屋町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 7 年 2 月 2 6 日（水曜日）

議 事 日 程（1）

令和 7 年 2 月 26 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 行政報告

第 4 同意第 1 号 芦屋町教育委員会委員の任命について

第 5 同意第 2 号 監査委員の選任について

第 6 同意第 3 号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 7 議案第 8 号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 9 号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 10 号 芦屋町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議案第 11 号 芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 12 号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議案第 13 号 芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議案第 14 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 14 議案第 15 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 15 議案第 16 号 芦屋港ボートパーク条例の制定について

第 16 議案第 17 号 芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 17 議案第 18 号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 18 議案第 19 号 芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第19 議案第20号 事業名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第20 議案第21号 令和6年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）
- 第21 議案第22号 令和6年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第23号 令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第24号 令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第25号 令和6年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第26号 令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第27号 令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第28号 令和6年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第29号 令和7年度芦屋町一般会計予算
- 第29 議案第30号 令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第30 議案第31号 令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第31 議案第32号 令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第33号 令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第33 議案第34号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第34 議案第35号 令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第35 議案第36号 令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第36 議案第37号 魚見公園整備工事（その6）請負契約の締結について
- 第37 議案第38号 テニスコート改修工事（人工芝）請負契約の締結について
- 第38 議案第39号 魚見公園整備工事（その5）請負契約の変更について
- 第39 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 第40 発委第1号 芦屋町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【 出席議員 】 （12名）

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 1 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいまから、令和 7 年第 1 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 2 月 26 日から 3 月 13 日までの 16 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、田中議員と 10 番、辻本議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、同意第 1 号から日程第 40、発委第 1 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長及び発委の提出議員に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

本日から諸議案の審議をお願いするわけでございますが、各議案の提案理由を御説明する前に、施政方針を述べさせていただき、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和7年度の主要な施策の概要について、「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を将来像に掲げた第6次芦屋町総合振興計画の構成に基づいて、御説明を申し上げます。

第1は「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

少子高齢化の進行などに伴い、様々な分野において担い手不足が進んでいるため、まちづくりの様々な分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保する必要があります。このため、関係団体や関係機関などとの連携、相談や学習機会の提供など、まちづくりの礎となる人財の育成・発掘に努めてまいります。

また、住み続けたいまち、暮らしやすい地域づくりのためには、住民同士のコミュニケーションの場となる自治区活動が重要です。このため、自治区活性化事業交付金による財政的な支援、自治区担当職員制度による人的な支援を継続いたします。

併せて、行政と住民による協働のまちづくりを推進するためには情報共有が不可欠です。広報あしややホームページだけでなく、SNSや各家庭に設置している戸別受信機などを活用し、必要な情報を効果的な媒体を活用して住民の皆さんに届けてまいります。

第2は「安全で安心して暮らせるまち」でございます。

防災対策につきましては、近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害発生時などには、戸別受信機などで住民の皆さんへ迅速かつ正確な情報を伝達してまいります。

併せて、災害などで商用電源が断たれた場合も、防災拠点である役場庁舎や指定避難所である中央公民館、総合体育館において、おおよそ3日間の災害対策機能が維持できるよう、非常用電源や燃料タンクなどの設備を強化してまいります。

また、空き家などの適正管理や除却を進めるため、老朽危険家屋等解体補助金と中古住宅解体後の新築住宅建築補助金を継続するとともに、芦屋町空家等対策計画の計画期間が令和7年度中に満了となるため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、自治防犯組合などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を行うとともに、防犯カメラ設置補助金などにより、町内の街頭犯罪の未然防止、事件・事故の早期解決を図ってまいります。

交通安全につきましては、交通安全運動や広報活動などによる啓発を行うとともに、高齢者運転免許証返納者支援事業などにより、交通事故の防止を図る取組を推進してまいります。

第3は「子どもがのびのびと育つまち」でございます。

子ども・子育て支援につきましては、所得の制限なく18歳までの入院・通院費の無償化や給食費の全額補助を継続いたします。併せて、令和7年度より、保育料の引下げを行うとともに、第2子以降の保育料を無償化いたします。

また、出産祝金や小中学校・高校生等通学費補助金、新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金などにより、こどもを産み、育てることに対する支援を引き続き行ってまいります。併せて、新たな取組といたしまして、不妊治療費助成事業や新生児聴覚検査費助成事業を開始いたします。

保育所・幼稚園の施設整備につきましては、良好な保育及び教育環境を提供していくため、芦屋中央幼稚園の遊具設置工事や愛生幼稚園の内部改修工事、緑ヶ丘保育園の厨房ドア改修工事などに対して補助をいたします。

学校教育につきましては、第3次芦屋町教育大綱に基づき、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」を基本理念に、学力・体力の向上、豊かな心の育成、特別支援教育などを推進してまいります。

学力向上の取組につきましては、中学3年生を対象とした放課後特別授業イブニングスタディや小学5年生と中学2年生の希望者を対象とした放課後塾を継続するとともに、電子黒板やタブレット端末などを活用したICT教育を推進してまいります。

また、英語教育強化のため、オンラインによる体験型英語学習を継続するとともに、令和6年度で終了予定であった英語検定料補助金を令和9年度まで延長いたします。

学校の施設整備につきましては、引き続き芦屋東小学校の建具や防水の改修工事を行い、令和7年度の完了を予定しております。併せて、不登校児童・生徒に応じた支援を行うため、教育支援センターを中学校から町民会館に移設し、小・中学生を対象とした事業に拡充いたします。

第4は「いきいきと暮らせる笑顔のまち」でございます。

地域福祉につきましては、第3次芦屋町地域福祉計画に基づき、民生・児童委員や各自治区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係団体や関係機関とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第9期芦屋町高齢者福祉計画に基づき、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる施策を推進してまいります。併せて、新たな取組といたしまして、高齢者補聴器購入費助成事業や高齢者世帯等エアコン購入費助成事業を開始いたします。

障がい者福祉につきましては、第4期芦屋町障害者計画・第7期芦屋町障害者福祉計画に基づき、自立した日常生活を支援するサービスを提供するとともに、共生社会の実現のための啓発や

合理的配慮を推進してまいります。

健康づくりにつきましては、第3期芦屋町データヘルス計画・第4期芦屋町特定健診実施計画に基づき、特定健診やがん検診の受診率向上のための取組をはじめ、戸別訪問や健康教室、保健指導などにより、健康づくりに対する意識を高めてまいります。

また、住民の皆さんの健康づくりを支援するふくおか健康ポイントアプリの利用者増に向けた取組を推進してまいります。併せて、芦屋町健康増進計画の計画期間が令和7年度で満了するため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

第5は「活力ある産業を育むまち」でございます。

農業の振興につきましては、担い手への農地の集約化を推進し、地域農業経営の安定化を図ってまいります。また、農業水利施設の保全のため、汐入川水門の整備に向けた実施設計を行ってまいります。

漁業の振興につきましては、優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対して支援するとともに漁港の機能を保全するため、漁港機能保全計画に基づき、適正管理に努めてまいります。併せて、柏原漁港西方海岸の荒波の原因究明や対策方法を検討していくため、柏原漁港西方海岸荒波対策基本計画の策定に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、住民の生活を支援するため、商工会が発行するにこにこ商品券のプレミアム率の拡充を支援するとともに、創業促進支援事業補助金や空き店舗等活用事業補助金を活用した空き店舗対策などに取り組んでまいります。また、芦屋町ブランド認定制度、特産品開発支援事業補助金により、芦屋製品の消費拡大を図ってまいります。

観光振興につきましては、第2期芦屋町観光基本構想の基本理念である「人から人に、あしやを伝える。」の実現に向けて取組を進めてまいります。また、観光あしや協議会による観光事業の推進を図るとともに、あしや花火大会、あしや砂像展の開催などに取り組んでまいります。

観光の施設整備につきましては、魚見公園整備工事や国民宿舎マリントラスあしやの空調機改修工事などを行ってまいります。

芦屋港の活性化につきましては、引き続き、芦屋港の管理者である福岡県と連携しながら事業を推進してまいります。現在、福岡県によるボート係留施設や魚釣施設の整備が進められています。芦屋町では、港湾施設の活用で、民間活力の導入や管理運営体制の検討を進めてまいります。

第6は「環境にやさしく、快適なまち」でございます。

芦屋町の美しい海岸や洞山をはじめとした景勝地など、豊かな自然環境を住民共有の財産として引き継いでいくため、第2次芦屋町環境基本計画に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に進

めてまいります。

公園につきましては、各地区にある街区公園の遊具の点検結果を踏まえ、遊具の適切な管理を行うとともに、保安林などの緑地の保全や育成に取り組んでまいります。

町営住宅につきましては、建物の状況把握を行い、次世代に安心して生活できる住宅環境の提供に努めるとともに、町営住宅の管理戸数縮減に向け、取り組んでまいります。

道路につきましては、個別施設計画に基づき、町内3か所の道路整備工事などを行ってまいります。

公共交通につきましては、芦屋町地域公共交通計画に基づき、バス路線や便数の維持確保に努めてまいります。併せて、巡回バスにつきましては、老朽化に伴い車両を新しく購入いたします。

公共下水道につきましては、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるため、広域連携など、下水道事業の持続性を確保する方策を検討してまいります。

第7は「心豊かな人が育つまち」でございます。

生涯学習につきましては、第3次芦屋町教育大綱に基づき、誰もがいつでも主体的に学べるまちづくり、人々が交流し支えあう、いきいきとしたまちづくりのため、生涯学習講座あしや塾への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として、各種社会教育事業を進めてまいります。

施設整備につきましては、総合運動公園中央グラウンド改修工事やテニスコート改修工事、町民会館LED化改修工事を行ってまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、人権まつりや人権講演会などを開催してまいります。

歴史・文化につきましては、歴史民俗資料館や中央公民館内ギャラリーあしやでの特別展の開催などで、芦屋町の豊かな歴史資源、縁のある人々の足跡、多彩な芸術作品を知っていただくとともに、住民の皆さんの歴史・文化活動を支援してまいります。

芦屋釜の振興につきましては、オンリーワンである国指定重要文化財、芦屋霰地真形釜と芦屋釜の里のさらなるPRを図ってまいります。また、芦屋釜の復興を実現するため第2次芦屋釜の里振興計画に基づき、新たな鋳物師の養成に取り組むとともに、独立した鋳物師への支援による芦屋鋳物の産業化を目指してまいります。

国際交流につきましては、中学生対象の海外ホームステイ事業の参加定員を増員し、グローバルな視野を持った人材の育成に取り組んでまいります。

以上が、第6次芦屋町総合振興計画の全7章に係る令和7年度の主要な施策でございますが、

これら施策を実現するために必要な取組「計画の実現に向けて」を併せて御説明申し上げます。

総合振興計画につきましては、前期基本計画の計画期間が令和7年度で満了するため、後期基本計画の策定に取り組んでまいります。策定に当たっては、芦屋町総合振興計画審議会での審議、議会への説明などを実施し、町の最上位計画としてふさわしい計画となるよう努めてまいります。

行財政運営につきましては、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税をはじめ、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上のため、関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取組を進めてまいります。また、ふるさと納税受入額の増加に向け、魅力ある返礼品の充実などに引き続き取り組んでまいります。

自治体デジタル・トランスフォーメーションにつきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に向け取り組むとともに、令和7年3月策定予定の芦屋町DX推進計画に基づき、誰もがデジタルによる恩恵を受けることができる地域社会を目指してまいります。

モーターボート競走事業につきましては、売上が好調を維持しており、令和7年度当初予算において、一般会計への繰出金として令和6年度から3億円増の10億円を計上しています。また、引き続き、モーヴィ芦屋や夢リアホールを核とした本場30キロ圏内の来場促進に取り組むとともに、長寿命化計画に基づく1階一般席のスタンド改修工事を実施し、魅力あるレース場づくりに取り組んでまいります。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、目標管理制度の活用によるPDCAサイクルの確立などにより、職員のスキルアップと業務の改善に努め、活力ある組織づくりにつなげてまいります。

広域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づく北九州市との連携協約の中で、下水道事業の広域化に向けた検討を進めるほか、都市圏18市町による特産品のプロモーション事業などに引き続き取り組んでまいります。

大学連携につきましては、包括的地域連携協定を締結している九州共立大学及び九州女子大学・九州女子短期大学と各種連携事業を進め、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上、令和7年度の施政方針を述べさせていただきました。

第6次芦屋町総合振興計画の将来像「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現に向け、住民の皆さんの声に耳を傾け、現場主義を徹底し、スピード感を持って取り組んでまいります。

つきましては、議員各位をはじめ住民の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

続きまして、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第1号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、現在の芦屋町教育委員会委員であ

ります森山真奈美氏の任期が、令和7年4月7日をもって満了となりますので、再度、同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。森山氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有しており、教育委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第2号の監査委員の選任につきましては、現在の監査委員であります中西一雄氏が令和7年3月31日をもって退職するため、新たに大長光信行氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。大長光氏は、芦屋町職員として本町の行政運営に携わったほか、芦屋町モーターボート競走事業管理者を務められ、ボートレース事業にも明るく、行政機関の財務管理、行政運営に関し精通しており、人格、識見ともに監査委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第3号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在の芦屋町固定資産評価審査委員会委員であります吉永和子氏の任期が令和7年3月15日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。吉永氏は、平成28年3月から固定資産評価審査委員会委員に就任され、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に条例議案でございます。

議案第8号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告に伴い、本町職員の扶養手当及び管理職員特別勤務手当等の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号の芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、失業者の退職手当の支給対象者及び地域延長給付の暫定措置期間を改め、併せて所要の改正を行うものでございます。

議案第10号の芦屋町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号の芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、任期付職員に一般職職員と同じ支給率で期末手当及び勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号の芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に

勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 13 号の芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分に、新たに 35 年以上の区分を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 14 号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設が行われたため、廃止及び創設された規定に係る用語を使用している関係条例の一部を改正し、併せて所要の改正を行うものでございます。

議案第 15 号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第 16 号の芦屋港ボートパーク条例の制定につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、芦屋港ボートパークの設置及び管理に関する事項について、条例を制定するものでございます。

議案第 17 号の芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 18 号の芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総合体育館及びテニスコート更衣室に設置するコインロッカーの老朽化に伴う更新に当たり、リターン式コインロッカーに変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 19 号の芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること及び一般職職員に対し本庁職員に準じて地域手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 20 号の事業名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、事業名称の変更に伴い、条例の名称を芦屋町競艇事業振興基金条例から芦屋町ボートレース事業振興基金条例に変更し、芦屋町競艇収益まちづくり基金条例から芦屋町ボートレース収益まちづくり基金条例に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第21号から議案第28号までの令和6年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ3億4,400万円の減額補正を行うものでございます。歳入につきましては、普通交付税やモーターボート競走事業収入、国有提供施設等所在市町村助成交付金等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債(ハード分)等を減額しております。歳出につきましては、財政調整基金積立金を新たに計上するとともに、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

なお、魚見公園整備事業ほか4件について、繰越明許費の設定をしております。

次に当初予算議案でございます。

議案第29号から議案第36号までの令和7年度の各会計の当初予算につきましては、予算編成に当たり、芦屋町の未来を見据えたまちづくりのために必要な投資を行いながらも、財政運営の健全性を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図るため、各種事業を実施するための財源を確保するなど、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第29号の令和7年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額106億1,300万円で、前年比11.0%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、町税が12億100万円、地方交付税が26億2,000万円、国庫支出金が13億3,700万円などとなっております。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は10億円を計上しております。

なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金金を6億5,100万円、ボートレース収益まちづくり基金の繰入金金を3億5,000万円、公共施設等整備基金の繰入金金を8,400万円計上しております。歳出の主なものは、総務費では庁舎非常用電源整備事業費を計上し、土木費では西祇園橋架け替え事業費を計上し、教育費では総合運動公園中央グラウンド改修事業費を計上しております。

このほかに、芦屋港の駐車場等整備事業費や総合体育館及び中央公民館非常用電源整備事業費に加え、第2子以降の保育料無償化を含む保育料軽減事業費や物価高騰対策として町独自の支援事業である商工会発行のプレミアム付商品券への補助金などを計上しております。

なお、立地適正化計画策定事業ほか1件について、債務負担行為の設定をしております。

議案第30号の令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきましては、歳入歳出総額4億2,793万9,000円で、前年比35.7%増の予算規模となって

おります。歳入につきましては、中央病院からの公債費負担金と町債を計上しております。町債は、医療機器分として7,830万円を、設備改良分として4,400万円を計上しております。歳出につきましては、中央病院への貸付金及び負担金に加え、公債費3億563万9,000円を計上しております。

議案第31号の令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額15億4,117万2,000円で、前年比6.4%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金などを計上しております。歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

議案第32号の令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額2億9,900万5,000円で、前年比6.5%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

議案第33号の令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1,208万4,000円で、前年比74.5%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、委託料、工事請負費及び修繕料などを計上しております。

議案第34号の令和7年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億5,949万4,000円で前年比1.6%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費などを計上しております。

議案第35号の令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は1,349億8,940万円で前年比0.1%増、収益的支出は1,304億2,454万9,000円で前年比0.1%増、資本的支出は25億214万円で前年比128.6%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などを計上しております。収益的支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業費などを計上しております。資本的支出の主なものは、本場の施設改良費などを計上しております。

議案第36号の令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は7億4,544万5,000円で前年比1.0%増、収益的支出は8億680万3,000円で前年比0.5%増、資本的収入は7億875万円で前年比8.7%増、資本的支出は8億1,257万1,000円で前年比1.5%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、下水道使用料、長期前受金の戻入及び一般会計補助金などを計上しております。収益的支出の主なものは、

減価償却費、浄化センター等の維持管理費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。
資本的収入の主なものは、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、企業債元金償還金、処理場改築工事、人件費などを計上しております。

次に契約議案でございます。

議案第 37 号の魚見公園整備工事(その 6)請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく契約議案でございます。魚見公園整備工事(その 6)について、請負契約を締結するものでございます。

議案第 38 号のテニスコート改修工事(人工芝)請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく契約議案でございます。テニスコート改修工事(人工芝)について、請負契約を締結するものでございます。

議案第 39 号の魚見公園整備工事(その 5)請負契約の変更につきましては、設計変更により、契約金額を変更する必要が生じ、変更後の契約金額が 5,000 万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第 1 号の専決処分事項の報告につきましては、芦屋東小学校校舎大規模改修工事(その 1)の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

次に 7 番、松岡議員に発委第 1 号の提案理由の説明を求めます。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

それでは、発委第 1 号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

発委第 1 号の芦屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会形成基本法等の一部改正によって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第 2 条、これは定義でございますけれども、新たな項が追加されたことにより、全国議長会より示されました改正方針に基づきまして、芦屋町議会の個人情報の保護に関する条例の引用条文を変更するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正す

るものでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

以上で、町長及び松岡議員の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第1号から日程第6、同意第3号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第7、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 9、議案第 10 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 10 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 10、議案第 11 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 11 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 11、議案第 12 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 12 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 12、議案第 13 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 13 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 13、議案第 14 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 14 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 14、議案第 15 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 15 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 15、議案第 16 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 16 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 16、議案第 17 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 17 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 17、議案第 18 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 18 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 18、議案第 19 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 19 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 19、議案第 20 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 20 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 20、議案第 21 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 21 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 21、議案第 22 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 22 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 22、議案第 23 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 23 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 23、議案第 24 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 24 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 24、議案第 25 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第 25 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第26、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第27、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第28、議案第29号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。議案第29号令和7年度芦屋町一般会計予算についてお伺いいたします。

1問目、令和7年度の一般会計歳入歳出予算の総額は106億1,300万円となっています。前年よりも10億5,000万円増の予算規模です。近年の当初予算を振り返りますと、令和4年度は約91億円、令和5年度は約90億円、令和6年度は約95億円でした。

そこでお尋ねいたします。今回、当初予算が100億円を超えた要因をお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

予算の100億円ということについてお答えいたします。

予算書の9ページ、10ページが歳入歳出予算の総括の明細となっております。

最後合計の欄が1番下になりますが、7年度の予算が106億1,300万円。前年度の予算額が95億6,300万円ということで、前年度比較で10億5,000万円、約11%の増ということになっております。

主な予算の増えた理由ということで、主なところ7点申し上げます。

まず1点目が、工事請負費と投資的経費の増。これが前年度比で2億7,000万円。特に庁舎指定避難所の非常用電源整備事業といったところで、事業費約5億4,000万円を計上させていただいております。

それから2点目が、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の増。これが約1億3,00

0万円の増。

それから3点目が、人件費や物価高騰に伴う委託料等の物件費の増。これが1億3,000万円の増。

4点目が、児童手当や障害児通所支援費等の扶助費の増。1億4,000万円の増。

5点目が、西祇園橋グレードアップ事業等の補助費の増。約9,000万円の増。

6点目が、給食費無償化に係る学校給食費繰出金等の特別会計繰出金の増。約5,000万円の増。

最後になります7点目が、基金積立金の増ということで、2億円でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ただいま御説明いただきましたが、非常用電源整備工事についてお伺いしたいと思っています。

56ページをお開きください。こちら1番上の総務管理費の庁舎非常用電源整備工事についてお伺いいたします。今、御説明がありましたけども、町長からも施政方針でありました総合体育館や中央公民館でも、同様の高額な工事予算が計上されております。

そこで、お尋ねいたします。この庁舎非常用電源整備工事の内容、そして財源も併せてお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

庁舎非常用電源整備工事の内容についてお答えいたします。

昨今の異常気象、大規模地震などを想定し、行政の業務継続性を確保するため、防災拠点である芦屋町役場本庁舎に外部からの電力供給なしで、72時間の電源を確保する非常用電源設備、燃料タンク等を整備するものです。

財源としましては、44ページをお開きください。歳入の町債のところになりますが、1番上の段になります。非常用の電源整備事業としまして、緊急防災・減災事業債。こちらは充当率100%、交付税措置率70%の有利な起債となっておりますが、この緊防債を活用する予定にしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、御説明ありましたけども、非常用電源は72時間稼働ということですけども、なぜ、今、災害時もなかなか電気が復旧せず長期化することもあります。なぜ72時間になっているのか、また災害時の業務継続性の確保の点から、稼働時間72時間を確保していくことも重要と思いますが、その点のお考えを少しお聞かせ願えますでしょうか。お願いいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

まず非常用電源の稼働時間72時間ですけども、こちら、国から通達が出ております。

消防庁国民保護防災部防災課長の通知で、地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源整備について。令和4年の3月30日の通達ですが、非常用電源の稼働時間として72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされておることに基づきまして、今回72時間と時間を設定させていただいております。

それと電源の供給エリアについてでございますが、特に空調、今、議場もエアコンが入っておりますが、電力負荷が非常に大きいため、真に必要なエリアのみに限定しております。

例えば災害対策本部が開催されます31会議室とか、電算室、サーバー室、男女の各休憩室などです。

また、各課の執務室は半照明といった対応をすることにより、72時間、確保できるような運用体制で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

そのほかございませんか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

169ページです。債務負担行為が上がっていますが、先ほどの説明でもありましたけど、立地適正化計画策定事業で、これを2,600万円を債務負担行為で行うということになっていますが、この立地適正化計画策定事業、この内容についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

それでは立地適正化計画の内容について説明をさせていただきます。

立地適正化計画とは、持続可能な都市構造への再構築を目指して、人口減少に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランというものでございます。市町村が必要に応じま

して策定する計画となっておりまして、持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導するための計画でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

この計画を作って、どういった目的でしたのかというところが分からないんですが、人口増加対策のために作っていくということなんでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

目的は今、説明をさせていただきました。やはり人口減少対策に基づいて、都市のコンパクト化を進めるということが１つ、大きな目的でございます。

もう１つが、立地適正化計画を作ることによりまして、国のほうで社会資本整備総合交付金、社交金と言われるものがあるんですけれども、その配分がいわゆるこの計画を作っておると、重点配分が措置されるということもございまして、この大きく２つの点から策定をしたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですので、議案第２９号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第２９、議案第３０号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第３０号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第３０、議案第３１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第３１号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第３１、議案第３２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第32、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第33、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第34、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第35、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第36、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第37、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第38、議案第39号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

41ページ、42ページにあります。先ほど町長も読んでいただいた魚見公園整備工事(その5)請負契約の変更について、どのような変更があったのか。変更前の契約金額は4,100万円、変更後の契約は5,300万円と。それでどのような変更の下に、こういう計上をされたのか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

魚見公園整備工事(その5)の変更内容につきましては、現在整備を行っています魚見公園内の第2展望所の解体工事に伴いまして、吹きつけの塗料にアスベストが含まれる可能性があると調査を行っております。

その結果、塗装のほうにアスベストの含有が認められたということで、解体をする前にアスベストの除去工事を行うということで、今回、契約の変更を行う予定となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そういうようなことについては、あらかじめ予測されていたのかどうか。そうでないと、変更後の契約金額が5,300万円、変更後のね。それで想定、最初から5,000万円を超えておれば、議会の議決に付すべきものである。この場合、最初、約4,100万円ですから、議決はされてなかったと思うんですよね。その辺については、これ5,000万円を超えるから議決を付すべきと。

そうであれば、よく言われているんですね、議決を最初にはしないで、そういう追加をすることによって、議決を求めると。そういう意図があったかどうか分かりませんが、当初からそういう5,000万円を超え、これもう20%、4,100万円が5,300万円ということは、増金額が1,200万円、約20%超えているわけですよね。それについて何か疑問点を感じるわけですけど、その点はいかがですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

もともと4,000万円少しの契約だったということで、今回の契約変更に伴って1,200万円程度の増額ということですが、始めに工事に移る際に、この状態というのは想定しておりませんでした。解体のときに調査を行うということで行った結果、新たな工事が必要になったということで、想定をして始めから4,000万円の契約をしたわけではなくて、工事をする中でそういった危険性というか、可能性が出てきましたので、それに伴う工事として1,200万円の増。これに伴って5,000万円を超えるということになりましたので、今回議決をお願いする内容となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

この文面に書いてあります、上記の工事については、別紙の設計図書に基づきというのがあります。これ文面に書かれていますが、民生文教委員会の皆さんにはこういう図書というか設計書が配付されると思いますが、ぜひ、総務財政委員会の中にも配付していただけたらなと思っています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第39、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第40、発委第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、発委第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第7、議案第8号から、日程第38、議案第39号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託し、日程第40、発委第1号につきましては、所管委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 22 分散会
